

第11

老齢厚生年金と雇用保険法等による給付との調整

特別支給の老齢厚生年金を受けている方が失業給付（雇用保険法による基本手当）を受けるために、公共職業安定所に求職の申込みをしたときは、老齢厚生年金と雇用保険法による基本手当等との給付調整により、老齢厚生年金の支給が停止されます。

また、特別支給の老齢厚生年金を受けている方が厚生年金の被保険者である間に、雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受けるようになると、その間、老齢厚生年金の全部または一部の支給が停止されます。

1 老齢厚生年金と失業給付との調整

- 年金の支給が停止される期間は、求職の申込みをした日の属する月の翌月から、その求職の申込みにかかる失業給付の受給期間が経過した日の属する月または失業給付の所定給付日数の支給を受け終わった日の属する月のいずれか早い月までの間となっています。

基本的な調整のしくみ〈例〉

月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
区分	↑ ↑ 退職 求職の申込み ↑ 受給期間満了													
失業給付		← 受 給 →												
年金給付	支給	← 支給停止 →												支給

離職年月日： 令和3年12月15日 → 求職申込日： 令和3年12月20日
 受給期間満了日： 令和4年12月15日
 所定給付日数： 90日

この場合の年金の支給が停止される期間は、求職の申込日（令和3年12月20日）の属する月の翌月の令和4年1月分から受給期間が経過した日（令和4年12月16日）の属する月である令和4年12月までとなります。

- 失業給付を1日でも受給した月があると1か月分の年金の支給が停止されるため、失業給付の受給が終了したあとに、年金の支給が必要以上に停止されないように事後精算を行います。

この事後精算のしくみにより、年金の支給が停止された期間について、失業給付の受給期間または所定給付日数が経過するに至った時点で、実際に失業給付が支給された月数よりも年金の支給が停止された月数が多い場合（次の式によって計算した支給停止解除月数が1以上であるとき）には、年金が支給停止となった月数のうち、その支給停止解除月数に相当する月数分の老齢厚生年金が遡って支給されることとなります。

$$\text{年金停止月の解除月数} = \text{年金停止月数} - \text{停止対象給付日数} \div 30$$

（注）停止対象給付日数を30で割って得た数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げます。

年金停止月の解除〈例〉

月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
区分	↑ ↑ 離職 求職の申込み ↑ 受給期間満了													
失業給付		90日												
年金給付	支給	← 支給停止 →			停止解除									支給

年金の支給が12か月間停止され、失業給付を90日分受けた場合は、

$$\text{年金の停止月の解除月数} = 12 - (90 \div 30) = 12 - 3 = 9$$

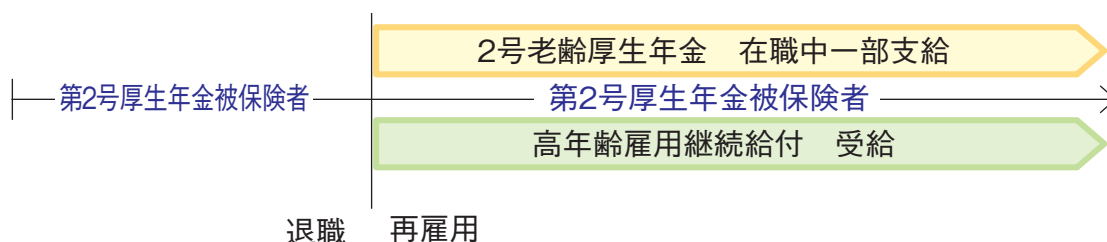
となることから、遡って9か月の支給停止が解除されます。

支給停止が解除される月は、受給期間が満了する月の直近の12月から遡って4月までの9か月となります。

2

老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付との調整

特別支給の老齢厚生年金を受けている方が、厚生年金の被保険者である間に在職支給停止（30頁をご覧ください。）により年金の一部の支給が停止され、かつ、雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受けた場合には、老齢厚生年金の在職支給停止額と下記の調整額を合算した額の支給が停止されます。



「高年齢雇用継続給付」は、雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者で、賃金額が60歳に達した時の賃金の75%未満となった方に支給されます。

なお、「高年齢雇用継続給付」には、基本手当を受けないで雇用を継続した場合に支給される「高年齢雇用継続基本給付金」のほかに、基本手当を受給した後に再就職した場合に支給される「高年齢再就職給付金」があります。

老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付との調整

（1）賃金との調整

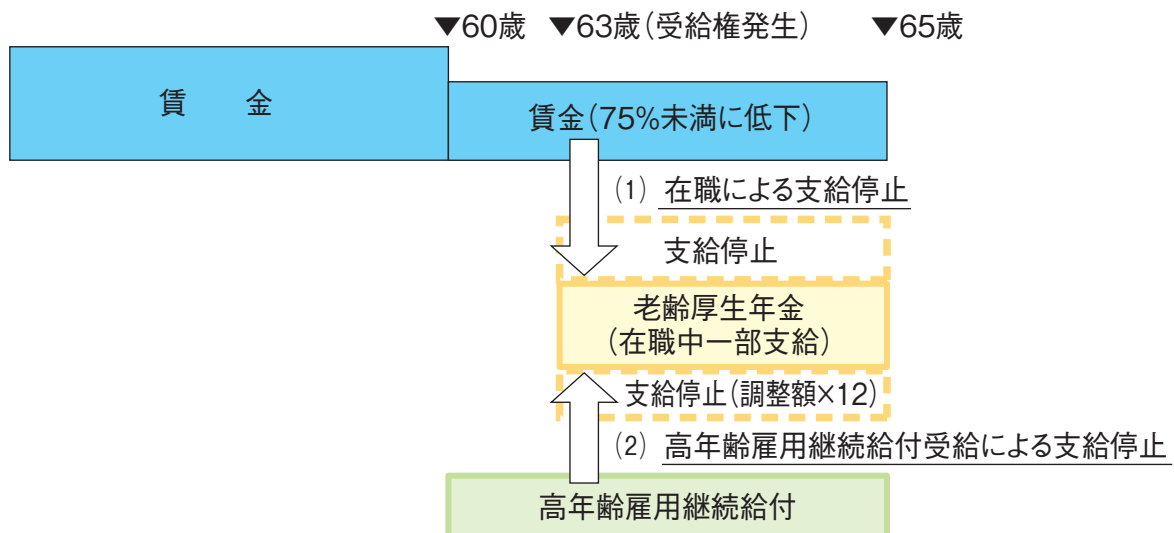
老齢厚生年金は、原則として、被保険者である間は年金の支給は停止されることになっていますが、被保険者であっても、その方の年金の月額と総報酬月額相当額の合計額によっては、年金の一部が支給されることがあります。（30頁をご覧ください。）

この段階で全額支給停止になると高年齢雇用継続給付との調整は行われません。

（2）高年齢雇用継続給付との調整

高年齢雇用継続給付を受けられる場合は、賃金との調整（被保険者である間の老齢厚生年金の在職支給停止）に加えて、さらに高年齢雇用継続給付の給付額に応じて年金額の一部が支給停止されます。

高年齢雇用継続給付との調整により支給停止される年金額は、最高で賃金（標準報酬月額）の6%に当たる額です。



(3) 調整額

具体的な調整については、次の①、②または③の場合に応じてまずは調整額を計算し、被保険者である間の老齢厚生年金の支給停止額に調整額を加算した額の支給を停止することにより行うこととなります。

- ①受給権者の標準報酬月額が、雇用保険法の規定によるみなし賃金日額に 30 を乗じて得た額（以下「みなし賃金月額」という。）の 61% に相当する額未満であるとき

標準報酬月額 × 6%

- ②受給権者の標準報酬月額が、みなし賃金月額の 61% に相当する額以上 75% 未満に相当する額未満であるとき

標準報酬月額 × 省令で定める率（※）

※省令で定める率・・・ $\left[\text{みなし賃金月額} \times 75/100 - \{ \text{標準報酬月額} + (\text{みなし賃金月額} \times 75/100 - \text{標準報酬月額}) \times 485/1400 \} \right] \div \text{標準報酬月額} \times 6/15$

- ③①または②で算出した調整額に 15/6 を乗じて得た額に標準報酬月額を加えた額が、支給限度額（※）を超えるとき

$(360,584 - \text{標準報酬月額}) \times 6/15$

※支給限度額は 360,584 円(令和 3 年 8 月現在)です。

●調整額早見表

(単位:円)

みなし賃金月額 標準報酬月額	340,000	360,000	380,000	400,000	420,000	440,000	460,000	473,100 (※)
180,000	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800
200,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
220,000	9,150	13,071	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200
240,000	3,921	7,843	11,764	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400
260,000	0	2,614	6,536	10,457	14,379	15,600	15,600	15,600
280,000	0	0	1,307	5,229	9,150	13,071	16,800	16,800
300,000	0	0	0	0	3,921	7,843	11,764	14,333
320,000	0	0	0	0	0	2,614	6,536	9,104
340,000	0	0	0	0	0	0	1,307	3,876
360,000	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) この表は1か月あたりの調整額(概算)を掲載しています。

(注2) みなし賃金月額と標準報酬月額を表にあてはめてご使用ください。

※みなし賃金月額上限額は473,100円(令和3年8月現在)です。

(4) 支給される年金額

$$\text{老齢厚生年金の額} = \{(\text{被保険者である間の老齢厚生年金の在職支給停止額}) + (\text{調整額} \times 12)\}$$

$$= (\text{支給年金額})$$





メモ欄



A large, empty rectangular area with rounded corners, intended for taking notes. It is framed by a light pink border. Above the main area, there is a row of 15 small white circles, resembling punch holes in a notebook page.